議案第42号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定に ついて

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例(平成13年さいたま市条例第15 9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(名称及び位置等)				(名称及び位置等)			
第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、				第	2条 センターを構成す	る施設の名称及び位置は	
次のとおりとする。				次のとおりとする。			
	名称	位置			名称	位置	
	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋			障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋	
		6丁目1587番地				6丁目1587番地	
		(児童発達支援セン					
		<u>ターについては、さ</u>					
		いたま市西区三橋6					
		丁目1450番地1					
		<u>)</u>	i				
	障害者福祉施設みのり	さいたま市西区三橋			障害者福祉施設みのり		
	遠	6丁目1450番地			遠		
		1					
[略]				[略]			
2~4 [略]				2~4 [略]			
(業務)				(業務)			
第	10条 障害児総合療育	施設に置く児童発達支持	第	第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援			

センター (以下この節において「児童発達支援セ センター (以下この節において「児童発達支援セ

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号。以下「法」という。)第43条 に規定する施設として、法第6条の2の2第2項 に規定する児童発達支援に関する業務を行う。

- 2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務 のほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問 型児童発達支援に関すること。
 - (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等 訪問支援に関すること。
 - (3) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相 談支援に関すること。
 - (4) [略]

(利用者の資格)

発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問 支援を利用することができる者は、次の各号のい ずれかに該当する児童及びその保護者とする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- 支援を利用することができる者は、法第24条の 26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 とする。
- 3 「略]

(業務)

- 援センター(以下この節において「児童発達支援 センター」という。)は、法第43条に規定する 施設として、第10条第1項に規定する業務を行 う。
- 2 「略]

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号。以下「法」という。) 第43条 に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達 支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児 童発達支援に関すること。
- 2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務 のほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問 型児童発達支援に関すること。
 - (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等 訪問支援に関すること。
 - (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相 談支援に関すること。
 - (4) 「略]

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童 | 第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童 発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達 支援又は同条第6項に規定する保育所等訪問支援 を利用することができる者は、次の各号のいずれ かに該当する児童及びその保護者とする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- 2 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談 2 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談 支援を利用することができる者は、法第24条の 26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 とする。
 - 3 「略]

(業務)

- 第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支 | 第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支 援センター(以下この節において「児童発達支援 センター」という。)は、法第43条に規定する 施設として、第10条第1項各号に掲げる業務を 行う。
 - 2 「略]

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。